

検 診

令和3年度 HIV 検査・HTLV-1 抗体検査・梅毒検査 早期発見・治療が重要です

「HIV」とは…

エイズ（後天性免疫不全症候群）の原因となるウイルスで、性的接触や血液を主に介して感染します。早期発見と適切な治療でエイズを予防することができます。

「梅毒」とは…

性的接触などによって生じる性感染症です。感染すると様々な症状（口唇、口腔、陰部、肛門等のしこり等）が出ますが早期の薬物治療で完治が可能です。

「HTLV-1」とは…

感染しているお母さんの母乳や、性的接触などによって感染します。ほとんどの方は無症状ですが、まれに成人T細胞白血病などを発症することがあります。

▼実施場所 江別保健所
(江別市錦町4番地の1)

▼検査日時

HIV 検査および梅毒検査：毎月第1・第3水曜日（※4月・5月・11月は第3水曜日のみ）

HTLV-1 検査：毎月第3水曜日
※時間はいずれも10時～16時

▼料金

梅毒検査：RPR法410円、TP法560円、同時検査970円

HIV 検査・HTLV-1 検査：感染の不安がある方は無料

(※ HIV 検査は匿名検査可)

▼申込み・問合せ 江別保健所

(代表・☎011-383-2111/HIV

相談電話・☎011-383-3449

※要予約)

マイナンバーカード

転入する際は継続利用の手続きが必要です

マイナンバーカードをお持ちの方が転入届の提出をする際はマイナンバーカードの継続利用の手続きが必要です。

引越しの際は「マイナンバーカード」に新住所を追記する必要があります。転入届を提出する際に、転入先の市区町村窓口で「マイナンバーカード」の継続利用の手続きを行ってください。

※**転入届を提出した日から90日以内にマイナンバーカードの継続利用の手続きを行わなかった場合、そのマイナンバーカードは失効します**ので、ご注意ください。

▼問合せ 住民課戸籍年金係
(☎23-2463)

広 告

国民健康保険

国民健康保険証の番号欄の表記が変わります

4月以降、国民健康保険証や国民健康保険限度額適用認定証などに、個人ごとに割り振られた枝番が付番されることとなりました。

当別町では、4月以降に新規加入や再発行する際、枝番が付番された保険証を発行します。

枝番は同じ保険証番号内で重複されないように付番されます。順

例：70歳未満の方の保険証

北海道 国民健康保険 被保険者証	有効期限 交付年月日 適用開始年月日	令和 年 月 日 令和 年 月 日 令和 年 月 日
記号 氏名 生年月日 世帯主名 住所 保険者番号 交付者名	当別 〇〇 〇〇 〇〇年 〇〇月 〇〇日 性別 〇 〇〇 〇〇 北海道石狩郡当別町〇〇〇	番号 000000 (枝番) 01

4月以降発行の
保険証に「枝番」
が付番されます

番にルールはなく、保険料や納付割合などに影響はありません。

なお、**すでに発行されている保険証は、引き続き医療機関などで使用できます**ので、差替えの必要はありません。

▼問合せ 住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 2467)

水道

水道の届け出を忘れずに

引っ越しなどで水道の使用中止や開始する時は、住民票の住所変更とは別に、水道の届け出が必要です。届け出は上下水道課窓口のほか、電話や電子申請でも受け付けています。

水道の使用中止の届け出がない場合、水道を使用していなくても水道料金・下水道使用料がかかりますので、忘れずにご連絡ください。退去される際は凍結などの事故を防ぐため、水道の使用が終わりましたら水抜きをお願いします。また、所有者や使用者の死亡等による名義変更や建物を取り壊す場合なども、届け出が必要です。詳しくはお問合せください。

▼問合せ 上下水道課業務係 (☎ 22 - 2411)

広 告

縦覧

土地・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できます

固定資産税の納税義務者は、自分の所有する土地・家屋の評価額について、町内の他の土地・家屋と比較するため、土地・家屋の評価額などを記載した帳簿を縦覧することができます。

▼期間

4月1日(木)～6月30日(水)
※土・日曜日、祝休日を除く

▼時間 8時45分～17時15分

▼閲覧料 無料

▼縦覧できる方 納税者および同一世帯の親族、納税管理人、代理人(委任状が必要)、借地・借家人(有償の賃貸借契約書等が必要)

▼縦覧できない場合

①免税点未満(少額で課税免除された資産)、非課税資産のみを所有する方(納税者でない方)

②土地だけを所有する方の家屋の縦覧(逆の場合も同様)

▼縦覧の際に必要なもの

本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証など)

▼閲覧場所・問合せ 税務課資産税係(☎23-2333)

児童手当

児童手当の受給手続きをお忘れなく!

児童手当を受けるには養育している方の申請が必要です。出生や転入等が生じた場合は15日以内に(公務員は勤務先で)手続きしてください。手続きが遅れると、遅れた月分の手当が受けられない場合があります。

▼問合せ 保健福祉課福祉係
(ゆとろ内・☎23-3019)

無償配布

乳幼児のいる家庭へ町のごみ袋を無償配布します

町では少子化対策事業として子育て家庭を応援するため、「乳幼児おむつ用ごみ袋」を無償で配布します。

▼内容

5月1日現在、2歳未満の乳幼児のいる家庭へ1カ月につき、町指定ごみ袋(20ℓ袋)を乳幼児1人当たり10枚配布します。

▼配布日時・場所

4月26日(月)～5月14日(金)
※土・日曜日、祝休日を除く
・ゆとろ 8時45分～17時15分
・太美出張所 9時～17時
※対象家庭には4月下旬に引換券を送付します。

▼問合せ 保健福祉課福祉係
(ゆとろ内・☎23-3019)

広告

広告

広告

貸出

アライグマによる農作物等の被害対策

近年、外来生物のアライグマによる農作物等への被害が増加しています。被害を防止するには、地域全体でアライグマの駆除を行う必要があるため、希望者には捕獲用の箱わなを貸し出しています。



箱わな

【箱わなを設置するには？】

町が随時実施する「防除に関する講習会」を受講し、防除従事者として登録する必要があります。

▼問合せ 農務課農務係 (☎ 23 - 3091)

河川支障木チップ製造
調査研究事業を行いました

詳細は
こちら→



町が進める木質バイオマス活用の取り組みの一環として、これまで廃棄物として処分されていた「河川支障木」に着目し、燃料チップの製造や成分分析などの調査研究を行いました。

調査研究では、昨年の基礎的調査を踏まえ、町内などで伐採された河川支障木を利用し、チップの品質を大きく左右する「含水率」の調査や、チップの取引形態に関する整理、燃焼灰の有効利用に向けた検討などに取り組みました。

河川支障木由来のチップは、西当小および西当中に昨年導入した木質チップボイラに使用するなど、活用を進めています。

▼問合せ エネルギー推進室エネルギー推進係 (☎ 27 - 5089)

河川支障木とは…

主に河川の維持管理上、伐採が必要な樹木を指します。洪水時に川の流れを阻害したり、河川監視の妨げになったりと河川の管理に悪影響があり、伐採には多くの費用がかかります。



製造したチップの状況

広 告

広 告

広 告